

豊橋市事業継続応援賃料補助金の支給を受けた事業者に対する水道料金のうち基本料金の免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市水道事業給水条例(昭和33年豊橋市条例第19号)第32条及び豊橋市水道事業給水条例施行規程(昭和34年水道局規程第1号。以下「規程」という。)第19条の規定に基づき、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者(以下「管理者」という。)と給水契約をしている水道使用者が、豊橋市事業継続応援賃料補助金(以下「補助金」という。)の支給を受けた場合に、管理者と給水契約をしている給水装置設置場所(以下「設置場所」という。)の水道料金のうち基本料金(以下「基本料金」という。)の免除について、必要な事項を定めるものとする。

(基本料金の免除の対象者)

第2条 基本料金の免除の対象者は、補助金の支給を受けた事業者とする。

(基本料金の免除の対象となる設置場所)

第3条 基本料金の免除の対象となる設置場所は、管理者と給水契約をしている設置場所とする。ただし、次の各号のすべてに該当する施設であり、水道使用者が前条に該当する対象者と同一でなければならない。

(1) 補助金の算出基礎の対象となった施設

(2) 補助金の算出基礎の対象となった月以前から継続して給水契約をしている施設

(基本料金の免除の対象調定)

第4条 基本料金の免除の対象調定は、令和3年3月期検針から同年9月期検針分までのうち2期分(4か月分)とする。

(申請等)

第5条 規程第19条第1項の規定に基づき、基本料金の免除を申請する者は、水道料金(基本料金)免除申請書兼誓約書(様式第1)(以下「申請書」という。)を管理者あて提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の内容を審査し、基本料金の免除を適当と認める者には水道料金(基本料金)免除承認通知書(様式第2)を、不適当と認める者には水道料金(基本料金)免除不承認通知書(様式第3)を速やかに申請者に通知するものとする。

(申請期限)

第6条 前条の規定による申請の期限は、令和3年5月31日とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。